対して特別資本関係（令第九条第一項に規定する特別資本関係をいう。以下この号において同じ。）を有する者（同条第三項（同条第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により特別資本関係を有するものとみなされる者を含む。以下この号において同じ。）

イ　当該株券等買付者又は当該株券等買付者に対して特別資本関係を有する者その他の者と顧客又は受益者の利益が相反するおそれのある行為を適切な方法により特定し、当該行為が顧客又は受益者の利益を害しないことを確保するための措置を講じるとともに、当該措置に関する方針を策定し、公表すること。

ロ　当該株券等買付者の所有に係る株券等に係る議決権の行使に関する方針を策定し、公表すること。

ハ　イ及びロに掲げる措置の内容並びに次に掲げる事項を記載した書類を関東財務局長に提出すること。

(1)　当該株券等買付者及び当該株券等買付者に対して特別資本関係を有する者の氏名又は名称及び住所又は所在地

(2)　当該株券等買付者が行う株券等の買付け等の目的、当該株券等の買付け等に係る株券等の発行者の名称、当該株券等の買付け等を行う株券等の種類、当該株券等の買付け等の方法、当該株券等の買付け等を行う時期又は期間その他の当該株券等の買付け等の内容

(3)　当該株券等買付者が当該株券等の買付け等により取得する株券等を当該株券等買付者に対して特別資本関係を有する者に譲渡しない旨の誓約

3　前項第二号ハの書類には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　定款又はこれに準ずる書面

二　前項第二号イ及びロに掲げる措置を講じていることを証する書面

4　令第七条第六項に規定する内閣府令で定めるものは、株券等の買付け等を行う者と、株券等の買付け等を行った日以前一年間継続して法第二十七条の二第七項第一号に規定する関係にあった者とする。

（電子情報処理組織を使用して行われる取引に係る公表事項等）

第三条の二　令第七条第五項第二号イに規定する内閣府令で定める方法は、顧客の提示した指値が、取引の相手方となる他の顧客の提示した指値と一致する場合に、当該顧客の提示した指値を用いる方法とする。

2　令第七条第五項第二号イ(1)に規定する内閣府令で定める事項は、売付け又は買付けの申込みに係る有価証券にあっては数量、売付け又は買付けの別及び申込みの時刻とし、売買に係る有価証券にあっては数量及び売買成立日時とする。

3　令第七条第五項第二号ロ(1)に規定する内閣府令で定める事項は、数量とする。

4　令第七条第五項第二号ロ(2)に規定する内閣府令で定める価格は、次に掲げる価格のいずれかとする。

一　取引所金融商品市場において直近に公表された当該取引所金融商品市場における当該売買に係る有価証券と同一の銘柄の有価証券の価格（当該価格の決定方法が競売買の方法であるものに限る。以下この号及び第四号において「直近公表価格」という。）から直近公表価格に

［項を加える。］

3　令第六条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、株券等の買付け等を行う者と、株券等の買付け等を行った日以前一年間継続して法第二十七条の二第七項第一号に規定する関係にあった者とする。

（電子情報処理組織を使用して行われる取引に係る公表事項等）

第三条の二　令第六条の二第二項第二号イに規定する内閣府令で定める方法は、顧客の提示した指値が、取引の相手方となる他の顧客の提示した指値と一致する場合に、当該顧客の提示した指値を用いる方法とする。

2　令第六条の二第二項第二号イ(1)に規定する内閣府令で定める事項は、売付け又は買付けの申込みに係る有価証券にあっては数量、売付け又は買付けの別及び申込みの時刻とし、売買に係る有価証券にあっては数量及び売買成立日時とする。

3　令第六条の二第二項第二号ロ(1)に規定する内閣府令で定める事項は、数量とする。

4　令第六条の二第二項第二号ロ(2)に規定する内閣府令で定める価格は、次に掲げる価格のいずれかとする。

一　取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下この項及び第四条の二第二項第一号において同じ。）において直近に公表された当該取引所金融商品市場における当該売買に係る有価証券と同一の銘柄の有価証券の価格（当該価格の決定方